

# 証拠説明書

事件名 調書改竄を問われた時点で警察に出頭するのが当然なのに、裁判官でありながら善悪の区別もつかずに、法廷で違法・脱法を繰り返して、捕まらなければそれで良いと思っているだけの、腐敗し尽くした、汚れた裁判官による証拠偽造・調書改竄など、

および、偽証の揉み消しは利益供与である判決売買の部分証明、

および、徳島地方裁判所や東京地方裁判所などにおける度重なる犯行、

および、裁判官3、書記官1、弁護士1、身元不明者1、計6人による、法廷で脅迫による高松高等裁判所ぐるみの判決売買の組織隠蔽、

および、警察への疑い、

などの、腐敗した公務員同士の汚職隠しなど国汚しの複合事件

高松地方裁判所 御中

平成29年4月27日(木)

原告 池田健一

被告 被告弁護士

被告 被告会社

被告 国

- カラー印刷、蛍光ペン塗布、カラー複写が必要な証拠：甲1、4、5、6、7
- 高松地方裁判所平成21年(ワ)第312号「仕事を放り出したことによる損害賠償および慰謝料請求事件」を312号事件と略記など、略記は訴状と同じ。

甲4の26	裁判官の江尻禎による調書改竄を立証する、無音の反訳。
甲5の33	被告国の警察は「裁判官が調書改竄をする理由がない」としているなので、その説明。
甲号証の全部	被告国の警察は、裁判所に乗り込み、裁判官や書記官を逮捕しなければならないことと、これのどこが、国制度の司法制度なのかという有様を証明する。

甲1および4, 5, 6, 7, 8, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40	江尻禎が担当した312号事件の判決言渡後に発生した新しい事実がすべて当時の高松高等裁判所において消滅している事実は、当時の高松高等裁判所が、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をやったことを証明するし、裁判で立証する。
甲1号証の1～11	高松地方裁判所に提出した上申書、および、該当事件における、本人調書と証人調書の、証拠押さえの部分。
甲2号証の1～122	刑事告訴の主要部分から、本訴と関係がある部分。
甲3号証の1～3	調書改竄事件において、徳島地方裁判所と東京地方裁判所において、江尻禎の弁護人をしていた法務局員の辞任届。
甲4, 5, 6, 7, および甲46	江尻禎と被告弁護士の共謀、312号事件の本人尋問と証人尋問にて、尋問の前に証拠偽造、誘導尋問と偽証教唆を行い、尋問後に証拠隠滅をしたこと、被告会社が「平面図と立面図」とやらを証拠隠匿して、陳述書に虚偽を書いて、わざと偽証していたこと、これらの計画と実行を証明する。
甲4号証の1～48	312号事件における、本人調書。
甲5号証の1～46	312号事件における、証人調書。
甲6号証の1～9	312号事件の被告である、被告会社が、証人尋問の前に提出した陳述書。
甲7号証	312号事件の原告である、本訴の原告が、本人尋問の前に提出した書面。
甲8号証の1～6	江尻禎を調書改竄の容疑で、徳島地方裁判所に提訴した訴状。
甲9号証	徳島地方裁判所において発効された、期日告知書兼期日請書。
甲10号証の1～2	徳島地方裁判所に提出した、準備書面(1)。
甲11号証の1～2	徳島地方裁判所に提出した、準備書面(2)。

甲 1 2 号証の 1 ～ 3	江尻禎などが、徳島地方裁判所に提出した、移送申立書。 および、徳島地方裁判所が発行した「移送申立てに対する意見書」。
甲 1 3 号証の 1 ～ 2	江尻禎の移送申立書に対して、反対して提出した書面。
甲 1 4 号証の 1 ～ 3	移送申立書の反対に反対して、江尻禎が更に提出した意見書。
甲 1 5 号証	移送同意書および追訴準備通知書。
甲 1 6 号証	徳島地方裁判所の移送決定正本。
甲 1 7 号証の 1 ～ 2	東京地方裁判所に提出した、釈明処分申立書。
甲 1 8 号証の 1 ～ 4	東京地方裁判所に提出した「期日前弁論手続（1）徳島地裁問題（1）」。
甲 1 9 号証	東京地方裁判所に提出した「期日前弁論手続（2）」。
甲 2 0 号証の 1 ～ 7	江尻禎が、東京地方裁判所で実行した、答弁書隠しの一式。
甲 2 1 号証の 1 ～ 2	江尻禎による答弁書隠しに気づいて、東京地方裁判所に提出した書面。
甲 2 2 号証の 1 ～ 2	江尻禎による答弁書隠しに気づいて、東京地方裁判所に提出した書面の、追加。
甲 2 3 号証の 1 ～ 6	江尻禎の違法をまとめて東京地方裁判所に提出した書面。
甲 2 4 号証	東京地方裁判所での第 1 回期日の出廷を止めて、代わりに提出した書面。
甲 2 5 号証の 1 ～ 2	四国から東京地方裁判所への、移動時間を説明した書面。
甲 2 6 号証の 1 ～ 2	答弁書隠しの犯人を、書記官に問うていることを証明する。
甲 2 7 号証の 1 ～ 4	東京地方裁判所における、口頭弁論調書。
甲 2 8 号証の 1 ～ 5	東京地方裁判所の判決状。
甲 2 9 号証の 1 ～ 1 5	調書改竄事件の控訴状と控訴理由書。
甲 3 0 号証の 1 ～ 9	東京高等裁判所の判決状。

甲 3 1 号証の 1 ～ 8 5	東京地方裁判所と東京高等裁判所に提出した全部。
甲 3 2 号証の 1 ～ 2 9	江尻禎が担当した 3 1 2 号事件の判決状。
甲 3 3 号証の 1 ～ 1 0	高松高等裁判所に提出した、3 1 2 号事件の控訴状。
甲 3 4 号証の 1 ～ 1 9	高松高等裁判所に提出した、3 1 2 号事件の控訴理由書。
甲 3 5 号証の 1 ～ 3	高松高等裁判所に提出した証拠説明書。
甲 3 6 号証の 1 ～ 4	高松高等裁判所に提出した準備書面（1）
甲 3 7 号証の 1 ～ 2	3 1 2 号被告弁護士が提出した、被控訴人答弁書。
甲 3 8 号証の 1 ～ 4	高松高等裁判所の判決状。
甲 3 9 号証の 1 ～ 3	高松高等裁判所が発行した、印鑑がある第 1 回口頭弁論調書と、印鑑がない第 1 回口頭弁論調書。
甲 4 0 号証	高松高等裁判所が偽造した書証目録。
甲 4 1 号証の 1 ～ 3 3	高松高等裁判所における書面の調べ。
甲 4 2 号証	甲 4 1 からの洗い出し。
甲 4 3 号証の 1 ～ 233	上告の流れ。
甲 4 4 号証の 1 ～ 1 1	最高裁判所からの回答。
甲 4 5 号証の 1 ～ 4 3	被告国の、江尻禎を訴えた訴状、江尻獄（1）
甲 4 6 号証の 1 ～ 8	平成 2 8 年に再発見された、平成 2 1 年 3 1 2 号事件の物証。
甲 4 7 号証の 1 ～ 2	3 1 2 号事件の証拠保全をしたことを証明する。
甲 4 8 号証の 1 ～ 5	本訴の提訴までに費やした実費の一覧表。

号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 4 の 26	裁判官の江尻禎 による調書改竄 を立証する、無音 の反訳。	平 成 22 年	被 告 国	<p>甲4-26、中央部分、蛍光ペン部分。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「……………」</li> <li>● 無音が、反訳されている。</li> <li>● 無音は、反訳できない。</li> </ul> <p>江尻禎の尋問に対して、原告が回答できないように見せかけるため、反訳できない無音を、調書改竄をして書き込んだことを証明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本人尋問を反訳した反訳者を証人喚問して『無音を「……………」と反訳するのか?』と尋問をすれば、一発でわかる。</li> <li>2. そんな反訳はできないので、反訳できないことが調書に明記されていることは、反訳者が本人調書を作成した後、本人調書が改竄された証拠であり、改竄した者は、書記官の今村佳奈子か、裁判官の江尻禎、どちらかだけである。</li> <li>3. 本人尋問の録音テープさえ不要で、調書改竄が証明される。</li> <li>4. 反訳者が虚偽の反訳をした可能性もあるので、反訳者から尋問することになる。</li> </ol> <p>(ア)反訳者。</p>

			<p>(イ)調書を管理している、書記官の今村佳奈子。 (ウ)江尻禎。</p> <p>5. この順番に尋問をすれば良く、反訳者と、今村佳奈子が否定をすれば、自動的に、江尻禎が調書改竄をしたことが決まる。</p> <p>6. つまり、調書改竄は証明できるわけがないと、江尻禎がふざけて改竄したことが、調書改竄を証明する。</p> <p>録音反訳については、甲4-13下から2行目にて、江尻禎が説明をしているが、録音反訳者についての説明はなく、訴状提出時までに録音反訳者の本人特定はできていない。</p> <p>高松高等裁判所は、すべてを精査したそうなので、当然、これを見つけているが、これも含めて、原審の判決言渡後に発生した新しい事実がすべて消滅した事実は、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をやるために、高松高等裁判所ぐるみで裁判そのものの偽造をして、関係する公文書をすべて偽造したことを証明するし、裁判で立証する。</p> <p>調書改竄が証明される以上、江尻禎などに対して、調書改竄の手口と余罪の追及を、裁判などで行うことを証明する。</p>
--	--	--	--

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲533	被告国の警察は「裁判官が調書改竄をする理由がない」としている。その説明。	平成22年	被告国	<p>改竄された本人調書と証人調書だけで、判決売買を証明するのは至難の業だが、状況証拠がすべて揃えば、推認を否定することはできなくなる。</p> <p>甲5-33。蛍光ペン部分(1)。  <u>「本件ね、金額の決して大きい工事ではないんですけども、率直に申して。」</u>  <u>「本件、確かに工事金額が大きくはないんだけども」</u></p> <p>あとで説明される、江尻禎が証拠偽造をした平田介在説と同様に、ここでも江尻禎が、前触れもなく、いきなり工事金額の発言をして、自分の発言を結論にしているという、誘導尋問にもならないような、露骨な誘導尋問をしていることを証明する。</p> <p>偽証を調書改竄して隠滅、平田介在説の証拠偽造、被告弁護士と共謀、そのほかもろもろ、その計画と実行、労力も大変だろうが、実費もかかっていたはずで、その料金くらいは請求するだろうし、もちろんそんなことは判決売買だが、とにかく江尻禎が言い出していることなので、証人尋問の場で被告会社に対して工事金額の発言をしなければならなかつ</p>

			<p>た必要について、江尻禎に尋問をする。</p> <p>江尻禎が、理由を明快に説明できなければ、現金による収賄、調書改竄によって偽証を揉み消した判決による贈賄などによる判決売買が推認される。</p> <p>高松高等裁判所は、すべてを精査したそうなので、当然、これを見つけているが、これも含めて、原審の判決言渡後に発生した新しい事実がすべて消滅した事実は、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をやるために、高松高等裁判所ぐるみで裁判そのものの偽造をして、関係する公文書をすべて偽造したことを証明するし、裁判で立証する。</p>
--	--	--	--



号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲号証の全部	被告国の警察は、裁判所に乗り込み、裁判官や書記官を逮捕しなければならぬことと、これのどこが、国制度の司法制度なのかという有様を証明する。	平成22年10月29日	原告および被告会社	録音テープが証拠隠滅されていて証明しようがないと考えられていた調書改竄も、立証できるので、被告国の裁判官などは調書改竄などの犯人であり、警察が、公務所で働く公務員を、公文書偽造などで逮捕するのは当然であることを証明する。  訴状提出時までに、被告国の裁判官4人、書記官4人、被告弁護士、被告会社、10人以上の犯人が確定しており、複数の裁判所に広がる犯行であり、裁判所ぐるみの組織犯罪であり、それらはすべて計画されて実行されているので、被告国の警察が、裁判所に乗り込み、家宅捜索をかけ、裁判官や書記官を逮捕して、証拠を押収して、手口と余罪を調べなければならぬ事案であることを証明する。  「前例がない」と言っているだけの警察では仕方がない。  警察も関与していると疑われても仕方がない。  これのどこが、国制度の司法制度なのかという有様を証明する。

号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 1 お よ び 4 5 6 7 8 33 34 35	江尻禎が担当した312号事件の判決言渡後に発生した新しい事実がすべて当時の高松高等裁判所において消滅している事実は、当時の高松高等裁判所が、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をやったことを証明するし、裁判で立証する。	平成23年 10月 28日	原告 および 被告 会社 被告 弁護士	<p>甲1, 4, 5, 6, 7, 8, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40号証、江尻禎が担当した312号事件の判決言渡後に発生した新しい事実である以下のこと、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原告が、312号事件の本人調書と証人調書に、原告自身の拇印によって証拠押さえをしたことと、それを高松地方裁判所が調書毀損だとしたことと、それによって312号事件の判決言渡後に新しく作成された上申書。(甲1)</li> <li>2. 312号事件において、312号事件における原告である、本訴の原告、および、312号事件の被告である、本訴の、被告会社、この両方が偽証をしていること。(甲1)</li> <li>3. 312号事件において、江尻禎、および被告弁護士が、312号事件における原告である、本訴の原告、および、312号事件の被告である、本訴の、被告会社、この両方へ誘導尋問をしていること。(甲4, 5, 6, 7)</li> <li>4. 312号事件における、江尻禎、および被告弁護士が、平田介在説なるものを証拠偽造して、本人尋問と証人尋問で使い、尋問後に証拠隠滅をしていること。(甲4, 5)</li> </ol>

36			<p>5. 312号事件において、被告会社が、被告弁護士の誘導尋問によって偽証をしていること。(甲5)</p>
37			<p>6. 被告会社が、自分がやられた誘導尋問について認否をしていないことと、それにより偽証が確定していること。(甲1, 5, 6, 37)</p>
38			<p>7. 江尻禎を、徳島地方裁判所で、調書改竄の容疑で民事提訴したこと。(甲8)</p>
39			<p>8. 江尻禎を、高松北警察署に、調書改竄の容疑で刑事告訴したこと。(甲36)</p>
40			<p>9. 江尻禎を、徳島地方裁判所に、調書改竄の容疑で民事提訴したこと。(甲34, 35)</p>
			<p>10. 江尻禎による調書改竄の説明をしていること。(甲33)</p>
			<p>11. 原告が、当時の高松高等裁判所の控訴審において、控訴状と控訴理由書と準備書面(1)を陳述したことになっている第1回口頭弁論調書。(甲39)</p>
			<p>12. 原告が、当時の高松高等裁判所の控訴審において、江尻禎を徳島地方裁判所で訴えた訴状や、当時の高松地方裁判所に提出した上申書(甲1)などを陳述したことになっている書証目録。(甲40)</p>
			<p>● それらがすべて当時の高松高等裁判所において消滅している事実は、</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 甲 3 8, 高松高等裁判所の判決状、なにもないという極端、原審の判決言渡後に発生した、民事・刑事・上申書・公文書毀損など、新しい事由が、完全に消滅している。</li> </ul> <p>当時の高松高等裁判所において、江尻禎、および当時の高松高等裁判所において 3 1 2 号事件の控訴審を担当した裁判官：小野洋一・池町知佐子・金澤秀樹、書記官：徳重隆司・西岡勇人・森直行、被告会社、被告弁護士、身分不明者、これらの共謀と計画とその実行によって、高松地方裁判所で見つかった江尻禎などの犯罪を、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をして、裁判そのものの偽造をして、関係する公文書をすべて偽造して、訴訟費用のだまし取りをしたことを証明する。事実が消滅していることは、隠蔽である。</p> <p>江尻禎が、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽に関与したことを裁判で立証する。</p> <p>江尻禎と、被告弁護士が、共謀をしていたことを証明する。(甲 4, 5, 6, 7)</p> <p>高松高等裁判所が組織隠蔽をするために、組織隠蔽をすることを、江尻禎および被告弁護士、および、</p>
--	--	--	--

			<p>被告会社に、高松高等裁判所の控訴審の前に事前漏洩していたことを裁判で立証する。</p> <p>高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をするために、高松高等裁判所が、第1回口頭弁論の前後において、書記官の差し替えによる、記録の途切れを行っていることを裁判で立証する。</p> <p>高松高等裁判所は、公文書偽造および組織隠蔽をするために、書記官の人事を変えていたことを裁判で立証する。</p>
--	--	--	--

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲1	高松地方裁判所に提出した上申書、および、該当事件における、本人調書と証人調書の、証拠押さえの部分。	平成23年7月4日	原告	<p>この証拠単独、そして、ほかの証拠も併せて、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽などを証明する。</p> <p>この甲1は、平成23年(2011)当時、原告が、高松地方裁判所に提出した上申書と、上申書を提出する事由となった、312号事件における本人調書と証人調書の、証拠押さえの部分である。</p> <p>本人調書と証人調書(甲4, 5)によると、312号事件の原告である、本訴の原告と、312号事件の被告である、本訴の、被告会社は、江尻禎および、本訴の、被告弁護士が証拠偽造をした平田介在説を使った誘導尋問によって偽証をしているが、このような露骨な誘導尋問による偽証などまったく考えられず、原告は、江尻禎が、312号事件における本人調書と証人調書を、調書改竄をしたと考えて、江尻禎による証拠隠滅のための再改竄を防ぐために、自分の指紋を押して、証拠を押さえたことを証明する。(甲1の3以降)</p> <p>それを見た、312号事件の担当書記官である今村佳奈子と、書記官室にいた、一番偉いと思われる第</p>

			<p>一書記官は、原告が公文書毀損をしたとして、原告に対して上申書を提出させたことを証明する。(甲 1 の 1 と 2)</p> <p>また、江尻禎が、調書改竄事件における東京地方裁判所に提出した答弁書にも、原告が、3 1 2 号事件における本人調書と証人調書を、公文書毀損をしたとする旨が明記されている。(甲 2 0 - 6、4 行～6 行)</p> <p>つまり、本人調書と証人調書を一目するだけで、調書には、公文書毀損に相当する異変があるという、江尻禎・今村佳奈子・第一書記官による、証言に等しい証拠であることを証明する。</p> <p>上申書自体、および上申書の内容は、江尻禎が担当した 3 1 2 号事件の判決言渡後に発生しており、新しい事実であり、当然ながら未審理だが、それらがすべて当時の高松高等裁判所において消滅している事実は、当時の高松高等裁判所において、江尻禎、および当時の高松高等裁判所において 3 1 2 号事件の控訴審を担当した裁判官：小野洋一・池町知佐子・金澤秀樹、書記官：徳重隆司・西岡勇人・森直行、被告会社、被告弁護士、身分不明者、これらの共謀と計画とその実行によって、高松地方裁判所で</p>
--	--	--	---

				見つかった江尻禎などの犯罪を、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をして、裁判そのものの偽造をして、関係する公文書をすべて偽造して、訴訟費用のだまし取りをしたことを証明する。事実が消滅していることは、隠蔽である。
号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 2	高松北警察署に提出された刑事告訴のうち、本訴と関係がある部分	平成23年と平成26年	原告	<p>警察が、江尻禎などによる高松地方裁判所における犯罪、徳島地方裁判所と東京地方裁判所における、江尻禎などの連続犯罪、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽を把握していて、何もしていないことは、警察が、それらの犯罪に共謀している事実そのものであることを証明する。</p> <p>甲2の1～5は、平成23年（2011）8月26日（金）高松北警察署に提出した書面。</p> <p>甲2の6～122は、平成26年（2014）3月12日に、高松北警察署に提出した書面。</p> <p>通常、書面は、ワードというワープロソフトで作成しているが、甲2の最後3枚120～122の一覧表だけはHTMLというホームページ用の書式で作っていたので、右上に甲号証と印刷する時、文字</p>



			<p>の大きさに限界があり、アンダーラインを引く機能もないので、最後の3枚は、蛍光ペンを塗った。</p> <p>警察提出物は1,000枚を超えており、証拠物は本訴と同じで、同じ物を甲2に盛り込むことはなく、読めばわかるように、適度に証拠を埋め込み作成しておいたので、警察提出物のうち、本訴に関係があることを甲2とした。</p> <p>平成23年の刑事告訴の時は、担当した司法警察員は「裁判官が調書を改竄したら大事件どころではない」などの発言をしたが、本人調書と証人調書の違い、つまり江尻禎が誘導尋問をしていたことと、このような露骨な誘導尋問は、いくらなんでも気づくので、これは調書改竄だということを、司法警察員は説明できなかった。</p> <p>この時、江尻禎に対して、調書改竄事件が徳島地方裁判所に提訴されており、312号事件についても、高松高等裁判所において控訴審が予定されていたので、その2つの結果待ちとなった。</p> <p>だが、徳島地方裁判所において、江尻禎、徳島地方裁判所の裁判官：齋木稔久、書記官：田村元秀、江尻禎の弁護をしていた法務局員：牧野和浩・日向直</p>
--	--	--	--

			<p>樹・高山卓也、これらが共謀をして、民事訴訟法を悪用する計画と実行を行って、調書改竄事件の裁判の妨害を行った。つまり徳島地方裁判所ぐるみの犯行である。</p> <p>また、高松高等裁判所においても、当時の高松高等裁判所において、江尻禎、および当時の高松高等裁判所において312号事件の控訴審を担当した裁判官：小野洋一・池町知佐子・金澤秀樹、書記官：徳重隆司・西岡勇人・森直行、被告会社、被告弁護士、身分不明者、これらの共謀と計画とその実行によって、高松地方裁判所で見つかった江尻禎などの犯罪を、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をして、裁判そのものの偽造をして、関係する公文書をすべて偽造して、訴訟費用のだまし取りをした。つまり、高松高等裁判所ぐるみによる犯行である。(甲4, 5, 6, 7)</p> <p>平成26年(2014)3月12日に行った刑事告訴に対する、高松北警察署の回答は「関係各所および香川県警察本部の担当部署に連絡したが、前例がない」という曖昧さであり、高松高等裁判所は、警察が動かないことを、組織隠蔽をする前から知っていたので、平然と、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽を実行していたとしか考えられず、警察か</p>
--	--	--	---

			<p>ら、高松高等裁判所に、なんらかの漏洩があったと、原告は考えていることを証明する。</p> <p>複数の裁判官が主犯格である、複数の地方裁判所と高等裁判所に広がる犯罪と、その手口と犯人を知っておきながら、江尻禎などを即時逮捕できる物証を多く持ったまま、警察でありながら放置している事実は、警察も高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽などに共謀している事実であり、犯人隠避や逃亡幫助などを行っている事実であり、高松北警察署と香川県警察本部は勿論のこと、関係各所だと推定される高松地方検察庁・香川県公安委員会・四国管区警察局・警察庁も共犯である事実であることを証明する。</p> <p>犯罪に荷担している警察のため、隠滅された証拠に匹敵する立証や、物証の確保まで行うことになり、原告は相当の苦労を警察にさせられたことを、この証拠説明書および証拠および訴状にて証明する。</p>
--	--	--	--

号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 3	法務局員の辞任 届	平 成 24 年	被 告 国	<p>調書改竄事件において、徳島地方裁判所と東京地方裁判所と東京高等裁判所において、江尻禎の弁護をしていた法務局員は7人いたが、そのうち5人辞めたことを証明する。</p> <p>本訴で、証人になる可能性がある。</p> <p>辞めた5人のうち、徳島地方裁判所で江尻禎の弁護人をしていた甲3-3に名前がある3人は、徳島地方裁判所で江尻禎と共謀をしたので、本訴の被告になっていることを説明する。</p>

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲4567および甲46	江尻禎と被告弁護士との共謀、312号事件の本人尋問と証人尋問にて、尋問の前に証拠偽造、誘導尋問と偽証教唆を行い、尋問後に証拠隠滅をしたこと、被告会社が「平面図と立面図」とやらを証拠隠匿して、陳述書に虚偽を書いて、わざと偽証していたこと、これらの計画と実行を証明する。	平成22年	原告 および被告会社 被告弁護士	この証拠単独、そして、ほかの証拠も併せて、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽などを証明する。  甲4：312号事件における、本人調書 甲5：312号事件における、証人調書 甲6：312号事件における被告である本訴の被告会社が、尋問前に提出した書面 甲7：312号事件における原告である本訴の原告が、尋問前に提出した書面 甲46：平成28年に再発見された、平成21年312号事件の物証。  甲46は平成28年に再発見されたので、証拠番号追加された。  江尻禎、および被告弁護士は、原告の主張にも、被告の主張にもない、平田なる者による平田介在説を、裁判の前に証拠偽造をして、それを本人尋問と証人尋問に利用して、312号事件における原告である、本訴の原告と、312号事件の被告である、本訴の、被告会社、これら両方に誘導尋問を仕掛けて、偽証をさせて、尋問の後、平田介在説を証拠隠

			<p>滅したことを証明する。</p> <p>被告会社は、「平面図と立面図」があるという虚偽を陳述書（甲 6）に書いたことを証明する。</p> <p>証拠隠匿に荷担していた被告弁護士は、陳述書（甲 6）にある「平面図と立面図」ということは虚偽だと知っておきながら、この、被告会社の陳述書から発生した虚偽図面を使って、原告に誘導尋問をしたことを証明する。</p> <p>証拠部分を指し示す場所が多いので、蛍光ペンを塗り、甲 4 号証および、甲 5，甲 6，甲 7 なおかつ 5 部で 500 枚ほどと量が多いので、蛍光ペンを 3 本使ったので、色が変わったが、意味はない。</p> <p>(1)</p> <p>甲 7 号証。</p> <p>3 1 2 号事件の原告である、本訴の原告が、3 1 2 号事件での、本人尋問の 1 4 日前に提出した書面。</p> <p>蛍光ペン部分。</p> <p>「金額を示したのは平田」と明記していることを証明する。</p> <p>(2)</p>
--	--	--	--

			<p>甲 6 号証。</p> <p>3 1 2 号事件の被告である、被告会社が、証人尋問の前に提出した陳述書。</p> <p>甲 6 号証の 2。蛍光ペン部分（1）。</p> <p>被告会社が「金額は、自分が口頭で提示した」と明記していることを証明する。</p> <p>甲 6 号証の 2。蛍光ペン部分（2）。</p> <p>および甲 6 号証の 5。蛍光ペン部分（1）（2）。</p> <p>被告会社が、部品について提案していることを証明する。</p> <p>これについては、平田介在説および虚偽図面とは関係ないが、江尻禎、および被告弁護士による誘導尋問が確定しており、3 1 2 号事件における被告の偽証も確定しており、再発見された物証もあり、3 1 2 号事件は詐欺事件として、本訴から口頭弁論分離をされる予定なので、蛍光ペンをひいておいた。</p> <p>甲 6 号証の 5。蛍光ペン部分（3）。</p> <p>および甲 6 号証の 8。蛍光ペン部分。</p> <p>および甲 6 号証の 9。蛍光ペン部分。</p> <p>被告会社が、組合が「平面図と立面図」を作成したと陳述書に明記していることを証明する。</p> <p>このことは、平成 2 8 年（2 0 1 6）に再発見され</p>
--	--	--	---

			<p>た組合の図面（甲４６）により、虚偽だと証明された。</p> <p>つまり被告会社は、陳述書に虚偽を書いて、それを使って、証人尋問でも偽証をしたことを証明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「３１２号事件の原告である、本訴の、原告」と、記述すると長くなり、すべてにおいて、原告は同一なので、「原告」と表した。</li> <li>● 「３１２号事件の裁判官である、本訴の、被告国の、裁判官の江尻禎」と、記述すると長くなるので、「江尻禎」と表した。</li> <li>● 「３１２号事件の被告弁護士である、本訴の、被告弁護士」と、記述すると長くなるので、「被告弁護士」と表した。</li> <li>● 「３１２号事件の被告である、本訴の、被告会社」と、記述すると長くなるので、「被告会社」と表した。</li> </ul> <p>甲４。</p> <p>３１２号事件の本人調書。</p> <p>甲４－３。蛍光ペン部分。江尻禎が原告を尋問していることを証明する。</p> <p>甲４－６。蛍光ペン部分。金額の出所について、平</p>
--	--	--	--



			<p>田だと、原告は証言している。</p> <p>甲４－７。蛍光ペン部分（１）。江尻禎が、いきなり「平田さんという人から被告さんなら」と、平田を介して被告（被告会社のこと）が言ったという、平田介在説による誘導尋問を、原告に仕掛けていることを証明する。</p> <p>平田介在説は、どこにもないので、江尻禎が、本人尋問の前に、平田介在説なるものを証拠偽造して、本人尋問で使い、本人尋問と証人尋問の後に、平田介在説を証拠隠滅したことを証明する。</p> <p>甲４－７。蛍光ペン部分（２）。江尻禎が持ち出した平田介在説について、原告は「はっきり平田が言った」と否定していることを証明する。</p> <p>甲４－７。蛍光ペン部分（３）。原告の証言を無視して、江尻禎は、「そうすると、平田さんを介して被告さんができるという記憶があるんですね」と、原告には平田介在説の記憶があるという話を、でっち上げていることを証明する。</p> <p>甲４－７。蛍光ペン部分（４）。先の、江尻禎による記憶のでっち上げに対して、原告は違うことを話</p>
--	--	--	--

			<p>していることを証明する。</p> <p>甲４－７。蛍光ペン部分（５）。江尻禎が「わかりました。」と、原告が違うことを話しているのに、わかったという、訳のわからない江尻禎であることを証明する。</p> <p>甲４－７。蛍光ペン部分（６）。平田介在説の上に更に「被告から説明を受けた、あるいはだれか人を介して」と、被告会社発生説、および「だれか」という第四者がいたという誘導尋問を、江尻禎が仕掛けていることを証明する。</p> <p>江尻禎は、平田介在説だけではなく、「だれか」という第四者介在説まで偽造して、本人尋問の前に用意して、それを使って誘導尋問をしたことを証明する。</p> <p>原告は、平田が言ったと主張しているし、そのことは本人尋問の前に提出された書面（甲７）にも明記されているが、江尻禎は、平田介在説を本人尋問の前に用意する証拠偽造をして、それを本人尋問で使って誘導尋問を行って、原告を偽証させて、あまつさえ「原告には平田介在説の記憶がある」と記憶操作までやっている有様であり、江尻禎が偽造した平</p>
--	--	--	--

			<p>田介在説を、原告の証言の結論としている、誘導尋問および偽証教唆および証拠偽造および証拠隠滅をしていることを証明する。</p> <p>甲４－７。蛍光ペン部分（７）。図面の出所は、組合だと、原告は証言をしていることを証明する。</p> <p>甲４－８。蛍光ペン部分。ここでも江尻禎は、いきなり平田介在説を発言して、それを結論にするという、江尻禎が勝手に平田介在説をしゃべって、江尻禎が勝手にしゃべった平田介在説を、尋問で得られた証拠にしていることを証明する。</p> <p>甲４－９。蛍光ペン部分。この本人尋問の当時、図面は無くなっていることを証言していることを証明する。</p> <p>甲４－１１。蛍光ペン部分。図面について、よく覚えていないことを原告が証言していることを証明する。</p> <p>甲４－１２。蛍光ペン部分。本人調書を修正しており、３１２号事件の書記官だった、被告国の、書記官の今村佳奈子の印が押してあることから、今村佳奈子が修正していることを証明する。</p>
--	--	--	---

			<p>平田介在説および虚偽図面とは無関係だが、江尻禎や、書記官の今村佳奈子などには調書改竄の容疑があるので、取り上げておいた。</p> <p>甲４－１３。蛍光ペン部分。江尻禎が、録音反訳で本人調書を書面にすると説明していることを証明する。</p> <p>平田介在説および虚偽図面とは無関係だが、江尻禎や、書記官の今村佳奈子などには調書改竄の容疑があるので、取り上げておいた。</p> <p>甲４－２２。蛍光ペン部分（１）。江尻禎の発言は意味不明だが、ここでも誘導尋問を仕掛けようとして「介する」と発言したのだろう。</p> <p>甲４－２２。蛍光ペン部分（２）。 および甲４－２３。蛍光ペン部分。 不備について、上乘せするから大丈夫なのか、それとも直しが必要なのかについて、江尻禎が、「しなくても大丈夫」から「必要ない」に、自白の強要をしていることを証明する。</p> <p>平田介在説を証拠偽造したことによる誘導尋問は、</p>
--	--	--	---

			<p>まだ平田介在説を偽造して使っているが、それも面倒になったのだろう、自白の強要を、尋問対象（原告）に実行していることを証明する。</p> <p>あきれる限りである。</p> <p>甲４－２５。蛍光ペン部分（１）。被告への反対尋問がこの後にある、つまり本人尋問が先に行われたことを証明する。</p> <p>甲４－２５。蛍光ペン部分（２）。江尻禎から、被告弁護士に移ったことを証明する。</p> <p>甲４－２７。蛍光ペン部分。原告は「平田が言った」と証言しているのに、被告弁護士が「被告の会社から被告を通じて」という手口にて、被告会社の主張に合うように、原告に対して誘導尋問を実行して、それを結論にしていることを証明する。</p> <p>その誘導尋問の手口が、被告の会社から、被告の社員を通してという、訳がわからない手口であることを証明する。</p> <p>甲４－３１。蛍光ペン部分。原告は図面のことは覚えていないと証言しているのに、被告弁護士は、被</p>
--	--	--	--

			<p>告陳述書（甲 6）に出てきた「平面図と立面図」という具体的な名称を持ち出して、被告会社の話に合わせようと、原告に対して誘導尋問をしていることを証明する。</p> <p>「平面図と立面図」が存在しない虚偽図面であることは、再発見された物証で証明されたので（甲 4 6）、被告弁護士は「平面図と立面図」に該当するものを証拠隠匿した上で「平面図と立面図」とやたらを証拠偽造して誘導尋問で使ったことを証明する。</p> <p>本人尋問から証人尋問へ。</p> <p>甲 5。</p> <p>3 1 2 号事件の証人調書。</p> <p>甲 5 - 3。蛍光ペン部分。</p> <p>尋問者は、被告弁護士であることを証明する。</p> <p>甲 5 - 4。蛍光ペン部分。</p> <p>原告が、被告会社に対して、部材の希望を申し出ていると、被告会社が証言していることを証明する。</p> <p>平田介在説および虚偽図面とは関係ないが、江尻 禎、および被告弁護士による誘導尋問が確定しており、3 1 2 号事件における被告の偽証も確定してお</p>
--	--	--	--

			<p>り、再発見された物証もあり、312号事件は詐欺事件として、本訴から口頭弁論分離をされる予定なので、蛍光ペンをひいておいた。</p> <p>甲5-5。蛍光ペン部分(1)。 金額の出所について、被告会社は、自分が言ったと証言していることを証明する。</p> <p>甲5-5。蛍光ペン部分(2)。 被告会社が「自分が言った」と証言しているにも関わらず、江尻禎と同じく、被告弁護士も「平田さんから聞いたというお話がね、ずっとあったんですけど」という手口にて、平田介在説による誘導尋問を実行していることを証明する。</p> <p>被告弁護士は、被告会社に依頼されている弁護士でありながら、証人尋問において、依頼主である被告会社に対して、証拠偽造による誘導尋問をしているという、とんでもない弁護士であることを証明する。</p> <p>江尻禎と、被告弁護士による誘導尋問の手口は、同じ平田介在説であり、本人尋問と証人尋問の前に、裁判官と弁護士が、同じ証拠偽造を事前に行い、それを法廷に持ち込む偶然など考えられないし、江尻</p>
--	--	--	--

			<p>禎と、被告弁護士は、同じ法廷にいたので、お互いの発言を聞いており、偶然ではなく、江尻禎と被告弁護士が共謀をして、平田介在説などを偽造して、原告および被告会社に誘導尋問を仕掛けたことを証明する。</p> <p>江尻禎、および、被告弁護士による、誘導尋問の目的は、本人調書と証人調書に「尋問により得られた自白を」を埋め込むことなので、江尻禎と被告弁護士がしたことは、本人調書と証人調書の偽造であり、誘導尋問や平田介在説の偽造などは、その手口であることを証明する。</p> <p>「平田さんから聞いたというお話がね、ずっとあったんですけど」平田介在説はずっとあったそうなので、当然ながらこの証人尋問および本人尋問の前からずっとあり、平田介在説を、江尻禎および、被告弁護士が、共謀をして、本人尋問と証人尋問の前から証拠偽造して準備していた計画犯罪であることを証明する。</p> <p>甲 5 - 7。蛍光ペン部分。</p> <p>「甲 5 - 4。蛍光ペン部分。」に関して、原告が、被告会社に対して、部材の希望を申し出ていると、証言していることを証明していることに関して、原告</p>
--	--	--	---



			<p>が希望する部材について、組合の明細には無いと、被告会社が証言をしているが。</p> <p>組合の明細では、部材のことは、わからない。</p> <p>そして図面は、再発見された。(甲46)</p> <p>よって、被告会社は、偽証をしていることを証明する。</p> <p>被告会社は、図面も計算もすべて無くなったと証言しており、これは露骨な証拠隠滅だが、とにかく正当にしようと組合の明細で誤魔化そうとしていることを証明する。</p> <p>被告会社のことは、被告会社自身が計算することであり、組合の見積や明細などは、まったく関係ない。当たり前の話だ。</p> <p>平田介在説および虚偽図面とは関係ないが、江尻禎、および被告弁護士による誘導尋問が確定しており、312号事件における被告の偽証も確定しており、再発見された物証もあり、312号事件は詐欺事件として、本訴から口頭弁論分離をされる予定なので、蛍光ペンをひいておいた。</p> <p>甲5-8末尾から甲5-9。蛍光ペン部分。</p>
--	--	--	---

			<p>平田介在説および虚偽図面とは関係ないが、江尻禎、および被告弁護士による誘導尋問が確定しており、312号事件における被告の偽証も確定しており、再発見された物証もあり、312号事件は詐欺事件として、本訴から口頭弁論分離をされる予定なので、蛍光ペンをひいておいた。</p> <p>甲5-10。蛍光ペン部分。図面の出所は、原告及び別の業者であり、被告会社ではないと、被告会社が証言していることを証明する。</p> <p>平田介在説および虚偽図面とは関係ないが、江尻禎、および被告弁護士による誘導尋問が確定しており、312号事件における被告の偽証も確定しており、再発見された物証もあり、312号事件は詐欺事件として、本訴から口頭弁論分離をされる予定なので、蛍光ペンをひいておいた。</p> <p>甲5-18。蛍光ペン部分。末尾から、甲5-19。蛍光ペン部分（1）。</p> <p>金額の出所について、原告が、被告会社に、口頭なのか、見せたのか、尋問しており、それについて江尻禎も尋問をしており、そして被告会社は、口頭だと証言していることを証明する。</p>
--	--	--	--

			<p>江尻禎の尋問に対して、被告会社は、自分が口頭で説明したと証言しており、江尻禎が本人尋問で原告に誘導尋問をした平田介在説や、被告弁護士がこれまでしていた平田介在説を否定しており、江尻禎および被告弁護士は、でたらめな尋問をしていることを証明する。</p> <p>甲5-19。蛍光ペン部分(2)から甲5-20。原告が、被告会社に対して「口頭、口頭、そればかり、図面も何もない。なぜ？」と尋問しており、それに対して、被告会社は、自分が書いたわけじゃないから残っていないと証言していることを証明する。</p> <p>図面が残っていないのなら、その図面の名前および形式について「平面図と立面図」だと証言できないこと、つまり被告会社の偽証を証明する。</p> <p>甲5-24。蛍光ペン部分。何も残っていないと証言している被告に対して、原告が不満を述べていることを証明する。また、そのことに対して、江尻禎と被告弁護士は、反対意見を出していないことを証明する。</p> <p>平田介在説および虚偽図面とは関係ないが、江尻</p>
--	--	--	---

			<p>禎、および被告弁護士による誘導尋問が確定しており、312号事件における被告の偽証も確定しており、再発見された物証もあり、312号事件は詐欺事件として、本訴から口頭弁論分離をされる予定なので、蛍光ペンをひいておいた。</p> <p>甲5-26。蛍光ペン部分。</p> <p>金額の出所について、原告は、被告会社に、口頭であることを確認していることを証明する。</p> <p>それに対して、原告は、金額の出所は平田だと話していることを証明する。</p> <p>これらは、金額の出所は異なるが、本人尋問と証人尋問の前に提出された、甲6（被告の陳述書）および甲7（本人尋問の前に提出した書面）の内容と一致する。</p> <p>つまり、原告および被告会社は、江尻禎および、被告弁護士によって、証拠偽造をした平田介在説を使った誘導尋問によって、偽証をさせられたことを証明する。</p> <p>江尻禎および被告弁護士は、平田介在説を本人尋問と証人尋問で使って誘導尋問をしておきながら、原告と、被告会社の直接尋問による、自分たちの平田介在説など、どこにもないことについて、まったく疑問を持っていない。</p>
--	--	--	---

			<p>つまり誘導尋問ではなく、実際は調書改竄であることを裁判で立証する。</p> <p>甲5-28。蛍光ペン部分。</p> <p>被告弁護士が、被告会社に、口頭で原告に伝えたのかと尋問をしており、被告会社もその通りだと答えている。</p> <p>被告弁護士は、被告会社に、口頭で言ったことと、平田介在説という、異なる2つで誘導尋問をしており、被告弁護士の支離滅裂さを証明する。</p> <p>このことは当然ながら、同じ法廷にいた江尻禎も聞いていて、江尻禎が自分で持ち出した平田介在説が、原告・被告会社・被告弁護士、つまりは江尻禎以外の全員から否定されているので、江尻禎による尋問は、でたらめであることを証明する。</p> <p>甲5-29。蛍光ペン部分。</p> <p>原告は、被告会社の主張にあわせて「とにかく口頭？」と尋問していることと、被告会社がそれを認めていることを証明する。</p> <p>ここでも、江尻禎および被告弁護士が用意していた平田介在説は存在していないことを証明する。</p> <p>本人尋問と証人尋問の最初で、平田介在説による誘</p>
--	--	--	---

			<p>導尋問ができて、それを本人調書と証人調書に埋め込むという、誘導尋問によるニセの自白による物証を使った本人調書と証人調書の偽造ができたので、そのあとの尋問は、江尻禎も、被告弁護士も、でたらめであることを証明する。</p> <p>甲 5 - 3 0。蛍光ペン部分 (1) (2) (3)。これまでと同じ。すべて口頭。</p> <p>平田介在説は、無い。</p> <p>平田介在説は、江尻禎および被告弁護士が、偽造したことを証明する。</p> <p>甲 5 - 3 1。蛍光ペン部分。直後の江尻禎の発言だが、江尻禎は、原告の尋問について、自分が言い出した平田介在説が存在していないことにまったく疑問を持っておらず、江尻禎による尋問は、でたらめであることを証明する。</p> <p>甲 5 - 3 2。蛍光ペン部分 (1)。</p> <p>江尻禎が、被告会社に対して、原告から図面を受けたのかと尋問して、被告会社は、原告から図面を受けたと証言していることを証明する。</p> <p>甲 5 - 3 2。蛍光ペン部分 (2)。</p> <p>被告会社は、原告から図面を受けたと証言しておき</p>
--	--	--	--

			<p>ながら、その図面が残っていない理由について、廃棄なのか紛失なのかさえわからないことと、更に、図面を見ただけなのか、受け取ったのか、それさえ覚えていないことを証言していることを証明する。</p> <p>書面を受けたかどうかもわからないと被告会社は証言をしているので、この直前「甲5-32。蛍光ペン部分(1)。」書面を受けたという証言について、被告会社は、偽証をしていることを証明する。</p> <p>図面を見ただけなのか、受け取ったのか、それすら覚えて無く、図面が残っていない理由について、廃棄なのか紛失なのかさえわからない状態、つまりは全然わからないということである。</p> <p>その状態で、図面の枚数と種類について「平面図と立面図」だと記憶をすることは不可能である。</p> <p>よって、被告陳述書(甲6)に虚偽を書いていることを証明する。</p> <p>平成28年(2016)図面は再発見された(甲46)これにより、被告会社は、被告陳述書(甲6)に虚偽を書いていることを証明する。</p> <p>「平面図と立面図」はどこにもないので、甲4-31で、被告弁護士が、原告に仕掛けた「平面図と立</p>
--	--	--	--

			<p>面図」と手口とした誘導尋問は、被告弁護士が「平面図と立面図」なるものを証拠偽造していることを証明する。</p> <p>甲 5 - 3 3。蛍光ペン部分 (2)。</p> <p>江尻禎の尋問に対して、被告会社は、見積書を作って原告に渡したと証言をしている。つまりそれまでの「見積を作ったが、渡さず、見せただけ」という、被告会社の証言は、偽証であることを証明する。</p> <p>(4)</p> <p>以上の通り、被告会社の証言のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自分が言ったという話と、平田介在説の両方を証言している、偽証</li> <li>● 原告から図面を受けたと証言しておいて、受けていないと証言している、偽証</li> <li>● 「平面図と立面図」は、再発見された物証によって存在しない、虚偽図面</li> </ul> <p>これらはすべて虚偽および偽証であることを証明する。</p> <p>(5)</p> <p>以上の通り、江尻禎、被告会社、被告弁護士が、312号事件の本人尋問と証人尋問で使った、平田介在説および「平面図と立面図」は虚偽と偽造なので、</p>
--	--	--	---



			<p>江尻禎・被告会社・被告弁護士、これら全員、証拠偽造・誘導尋問・偽証・証拠隠滅など、本人尋問と証人尋問において、でたらめをしていたことを証明する。</p> <p>(6)</p> <p>平田介在説を、江尻禎と、被告弁護士が、別個に証拠偽造をして、それを本人尋問と証人尋問で、同時に使うことなど考えられないので、江尻禎と被告弁護士は、共謀していたことを証明する。</p> <p>(7)</p> <p>証拠上、証拠偽造・誘導尋問・偽証教唆・証拠隠滅は確定しているが、どこにもない平田介在説が、江尻禎および被告弁護士から現れるような、こんな露骨な証拠偽造や誘導尋問などは考えられず、調書改竄であることを裁判で立証する。</p> <p>このような露骨な偽証教唆をされたら、いくら当時の原告でも気づく。</p> <p>本人尋問は10～11時の1時間。</p> <p>被告会社が、偽証ばかりしていた証人尋問は11～13時。</p> <p>2時間もかかり、調書の厚さも2倍のはずだが、証人調書は本人調書よりも薄い。</p>
--	--	--	---

			<p>そして、被告会社は、偽証だらけになり、「また偽証した」という原告の発言は、完全に消滅している。これは、江尻禎などが、調書改竄をして、被告会社による偽証を、すべて消したからである。</p> <p>被告国の、高松地方裁判所における書記官：今村佳奈子が、江尻禎と共謀をして、本人調書と証人調書の改竄をしたことを、法廷で立証する。</p> <p>(8)</p> <p>以上の通り、</p> <p>甲4 312号事件における、本人調書</p> <p>甲5 312号事件における、証人調書</p> <p>甲6 312号事件における、被告が尋問前に提出した陳述書</p> <p>甲7 312号事件における、原告が、尋問前に提出した書面</p> <p>に関する、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平田介在説を、江尻禎および被告弁護士が、本人尋問と証人尋問の前に証拠偽造。</li> <li>2. 平田介在説を、江尻禎および被告弁護士が、本人尋問と証人尋問の後に証拠隠滅。</li> <li>3. 江尻禎および被告弁護士による、本人尋問と証人尋問における、誘導尋問、および偽証教唆。</li> </ol>
--	--	--	--

			<p>4. 江尻禎、および、被告弁護士の、共謀。</p> <p>5. 被告会社の、偽証。</p> <p>6. 原告が、江尻禎の誘導尋問によって、偽証をさせられたこと。</p> <p>7. 「平面図と立面図」に関する、被告会社、および被告弁護士による虚偽と偽証。</p> <p>これらに関して、当時の高松高等裁判所は、その判決状にて（甲 3 8）「原審と控訴審のすべてを精査した」と明記しているので、当時の高松高等裁判所もわかっていたことを証明する。</p> <p>（9）</p> <p>以上のおおりに、先に証拠説明された甲 1 および、この甲 4, 5, 6, 7 を併せて、江尻禎が担当した 3 1 2 号事件の判決言渡後に指摘されているので、新しい証拠と事案であり、当然ながら未審理だが、それらがすべて当時の高松高等裁判所において消滅している事実は、当時の高松高等裁判所において、江尻禎、および当時の高松高等裁判所において 3 1 2 号事件の控訴審を担当した裁判官：小野洋一・池町知佐子・金澤秀樹、書記官：徳重隆司・西岡勇人・森直行、被告会社、被告弁護士、身分不明者、これらの共謀と計画とその実行によって、高松地方裁判所で見つかった江尻禎などの犯罪を、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をして、裁判そのものの偽</p>
--	--	--	--

			<p>造をして、関係する公文書をすべて偽造して、訴訟費用のだまし取りをしたことを証明する。事実が消滅していることは、隠蔽である。</p> <p>(10)</p> <p>平田介在説などの、証拠偽造に関する補足。</p> <p>無音の反訳によって調書改竄は証明されるが、だからと、平田介在説などの証拠偽造が消滅するわけではない。</p> <p>被告国・被告会社・被告弁護士は、調書改竄、証拠偽造、これらを、まとめて実行していただだけである。</p>
--	--	--	--

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲 8	江尻禎を、調書改竄の容疑で、徳島地方裁判所に、民事提訴した、訴状。	平成 23 年	原告	<p>この証拠単独、そして、ほかの証拠も併せて、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽などを証明する。</p> <p>この甲8は、江尻禎を、調書改竄などの容疑で、徳島地方裁判所に、民事提訴した、訴状であり、平成23年7月25日(月)に徳島地方裁判所に提出した。</p> <p>本訴は、調書改竄事件の再審請求ではないので、甲8に添付していた証拠などは付けてなく、江尻禎は、この調書改竄事件でのように「訴状が理解できないから、善解したら再審請求だから、私は無罪だ」という主張はしなくて良いことを、先に証明する。</p> <p>甲35号証(312号事件の控訴審である、高松高等裁判所に提出した、証拠説明書)のとおり、この甲8と同じものは、312号事件の控訴審である、高松高等裁判所に証拠提出されており、</p> <p>原審の裁判官が、調書改竄などの不正をしていたら、原審の信頼性はゼロなので、その控訴審である高松高等裁判所は絶対に調べることであり、</p> <p>先に証拠説明された甲1、4、5、6、7および、</p>

			<p>この甲 8 を併せて、江尻禎が担当した 3 1 2 号事件の判決言渡後に指摘された、新しい証拠と事案であり、当然ながら未審理だが、それらがすべて当時の高松高等裁判所において消滅している事実は、当時の高松高等裁判所において、江尻禎、および当時の高松高等裁判所において 3 1 2 号事件の控訴審を担当した裁判官：小野洋一・池町知佐子・金澤秀樹、書記官：徳重隆司・西岡勇人・森直行、被告会社、被告弁護士、身分不明者、これらの共謀と計画とその実行によって、高松地方裁判所で見つかった江尻禎などの犯罪を、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をして、裁判そのものの偽造をして、関係する公文書をすべて偽造して、訴訟費用のだまし取りをしたことを証明する。事実が消滅していることは、隠蔽である。</p>
--	--	--	---

号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 9	徳島地方裁判所 において発効さ れた、期日告知書 兼期日請書。	平 成 23 年 8 月 9 日	被 告 国	<p>江尻禎を調書改竄などで訴えた調書改竄事件にお いて、徳島地方裁判所において、期日告知書兼期日 請書が発効されて、徳島地方裁判所における第1回 期日は、平成23年9月28日に決まったことを証 明する。</p> <p>甲9の上半分が「期日告知書」下半分が「期日請負 書」なので、あわせて「期日告知書兼期日請書」と 表した。</p> <p>期日告知書兼期日請書は、平成23年8月5日に徳 島地方裁判所から送られて、平成23年8月9日に 原告が署名して返送したことを証明する。</p> <p>つまり期日告知書兼期日請書の、原告における発効 日は、平成23年8月9日であることを証明する。</p> <p>被告における期日告知書兼期日請書の発効日は、同 じ日あるいは近い日であることを法廷で立証する。</p> <p>この期日告知書兼期日請書は、徳島地方裁判所にお ける原告である、本訴の原告だけではなく、徳島地</p>

			<p>方裁判所における被告である、国と江尻禎にも、発効されていることを証明する。</p> <p>もし、この期日告知書兼期日請書が、徳島地方裁判所における原告である、本訴の原告だけにのみ発効されており、徳島地方裁判所における被告である、国と江尻禎には発効されていないことが判明したら、この時点で、江尻禎および、徳島地方裁判所の裁判官：齋木稔久、書記官：田村元秀、江尻禎の弁護をしていた法務局員：牧野和浩・日向直樹・高山卓也、これらの不正を証明する。</p> <p>期日告知書兼期日請書は、徳島地方裁判所によって発効されているので、これに関するすべての責任は徳島地方裁判所の所長にあることを証明する。</p> <p>期日告知書兼期日請書は徳島地方裁判所によって送達され、これを原告と被告の両方が署名することで、徳島地方裁判所で裁判の管轄裁判所となり、そして同時に第1回期日が決まる、当たり前のことを証明する。</p> <p>期日告知書兼期日請書が発効された後に、移送申立をしたら、その移送申立をした原告あるいは被告は、その時点で不法行為をしていることを証明する</p>
--	--	--	--



			<p>し、不法行為の移送申立の瞬間に、徳島地方裁判所が発効した、徳島地方裁判所が管轄裁判所であることと、その第1回期日が消滅したら、徳島地方裁判所ぐるみで法律を破っている、つまり徳島地方裁判所の中は無法地帯であることを証明する。</p> <p>期日告知書兼期日請書を発効した法的根拠あるいは手続きとして、民事訴訟法94条を含んでいることを証明する。</p> <p>徳島地方裁判所の所長には、一体何に基づいて、期日告知書兼期日請書を発効したのか、証言してもらう。</p> <p>民事訴訟法94条I 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。</p> <p>民事訴訟法94条II 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面</p>
--	--	--	---

				<p>を提出したときは、この限りでない。</p> <p>この民事訴訟法は平成24年に確認したものであり、最新の民事訴訟法は知らないが、平成19年8月に遡って存在しているので、本訴が始まって、この条項はあると考えている。</p> <p>それであれば裁判所には、期日を決める民事訴訟法が無く、裁判所の中は無法地帯だと証明される。</p>
号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 10	徳島地方裁判所に提出した、準備書面(1)。	平成 23 年 8 月 29 日	原告	<p>先に発効された甲9(期日告知書兼期日請書)に基づき、本訴の原告である、調書改竄事件における原告が、徳島地方裁判所における調書改竄事件の平成23年9月28日の第1回口頭弁論のために、8月29日に、準備書面(1)を提出して、徳島地方裁判所にて弁論準備を進めていることを証明する。</p> <p>徳島地方裁判所において、本訴の被告である、江尻禎、および、徳島地方裁判所の裁判官：齋木稔久、書記官：田村元秀、江尻禎の弁護をしていた法務局員：牧野和浩・日向直樹・高山卓也、これらがこの書面を受けているはずであることを裁判で立証する。</p>

号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 11	徳島地方裁判所に提出した、準備書面（２）。	平成 23 年 9 月 13 日	原告	<p>先に発効された甲9（期日告知書兼期日請書）に基づき、本訴の原告である、調書改竄事件における原告が、徳島地方裁判所における調書改竄事件の平成23年9月28日の第1回口頭弁論のために、9月13日に、準備書面（2）を提出して、徳島地方裁判所にて弁論準備を進めていることを証明する。</p> <p>徳島地方裁判所において、本訴の被告である、江尻禎、および、徳島地方裁判所の裁判官：齋木稔久、書記官：田村元秀、江尻禎の弁護をしていた法務局員：牧野和浩・日向直樹・高山卓也、これらがこの書面を受けているはずであることを裁判で立証する。</p>

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲12	<p>江尻禎などが、徳島地方裁判所に提出した、移送申立書。</p> <p>および、徳島地方裁判所が発行した「移送申立てに対する意見書」。</p>	平成23年9月13日	被告国	<p>先に発効された甲9（期日告知書兼期日請書）を破り、江尻禎とその弁護をしていた法務局員：牧野和浩・日向直樹・高山卓也、これらが違法に、移送申立てをして、その瞬間に期日が消滅したことは、徳島地方裁判所の裁判官：齋木稔久、書記官：田村元秀、これらも共謀して、徳島地方裁判所において、原告が訴状を提出した時点で、調書改竄事件の裁判を妨害する計画と実行をしていたことを裁判で立証する。</p> <p>甲12の1と2は、江尻禎などが徳島地方裁判所に提出した、移送申立書。</p> <p>甲12の3は、移送申立に対する意見書。</p> <p>この意見書(甲12-3)には明記されていないが、原告が徳島地方裁判所に確認した所、徳島地方裁判所における書記官：田村元秀は「移送申立があったから期日は消えた」と平然と言いつつ放った。</p> <p>つまり、徳島地方裁判所の裁判官：齋木稔久、書記官：田村元秀、これらが共謀をして、移送申立が出た瞬間に、先に発効された甲9（期日告知書兼期日請書）によって決められた期日を、消したことを証</p>

			<p>明する。</p> <p>期日告知書兼期日請書を発効した徳島地方裁判所は、江尻禎による移送申立書が出された瞬間に、2週間後に定められていた第1回期日を消したので、徳島地方裁判所の裁判官：齋木稔久、書記官：田村元秀は、法律を守らない裁判官と書記官であり、徳島地方裁判所の中は無法地帯であることを証明する。</p> <p>当然ながら江尻禎も期日告知書兼期日請書を破っているが、もしも江尻禎が、期日告知書兼期日請書を受けていないと主張したら、徳島地方裁判所ぐるみであることが証明される。</p> <p>江尻禎は民事の裁判官であり、当然ながら民事訴訟法を知っているはずであり、この移送申立も民事訴訟法を口実にしている。</p> <p>管轄は、一番に考えることであり、すでに期日告知書兼期日請書も発効されており、江尻禎などは、自分たちが違法な申立をしていることを理解できていることを証明する。</p>
--	--	--	---

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲13	江尻禎の移送申立書に対して、反対して提出した書面。	平成23年9月26日	原告	江尻禎の移送申立書に対して、反対して提出した書面。平成23年9月26日(月)提出。  訴状提出から二ヶ月近くも過ぎた、期日の2週間前に、移送申立など、不審点を指摘していることを証明する。
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲14	原告の、移送申立書の反対に反対して、江尻禎が更に提出した、意見書とするもの。	平成23年10月7日	被告 国	原告の、移送申立書の反対に反対して、江尻禎が更に提出した、意見書とするもの。  平成23年10月7日提出。  番号の一番目において、弁論準備手続きを行っていないと主張しているが、原告と江尻禎、ともに期日告知書兼期日請書に署名しているため、この移送理由は虚偽であることを証明する。  番号の四番目において、遠隔の地にある負担軽減制度について、江尻禎が持ち出しておいて、江尻禎が

				<p>それを東京地方裁判所の第1回期日までに履行していないので、移送理由も虚偽であることを証明する。</p> <p>つまり、この意見書にあることも含めて、移送申立自体、移送が目的ではなく、調書改竄事件の裁判を妨害することが目的であることを裁判で立証する。</p>
号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 15	移送同意書および 追訴準備通知書	平成 23 年 10 月 25 日	原告	<p>最終的に、原告が、移送に同意したことを証明する。</p> <p>だが、その理由は、江尻禎の調書改竄などを調べるもうひとつの裁判である高松高等裁判所が、何もしなかったため、高松高等裁判所の下級審である徳島地方裁判所での裁判は考えられなくなり、東京地方裁判所を選択するしかなくなったことを明記していることを証明する。</p> <p>江尻禎などによる移送申立は、期日告知書兼期日請書を破っている違法だと確定しているが。</p> <p>江尻禎などが、期日告知書兼期日請書を発効させておいてから、徳島地方裁判所で決まっていた第1回期日の、わずか2週間前に移送申立をしたのは、嫌</p>

				<p>がらせの目的もあるだろうが、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽が行われたら、移送申立に同意するしかなくなることは考えるまでもなく、徳島地方裁判所における、江尻禎、および、その弁護をしていた法務局員：牧野和浩・日向直樹・高山卓也、および、徳島地方裁判所の裁判官：齋木稔久、書記官：田村元秀、これらが高松高等裁判所と共謀していたこと、つまり高松高等裁判所および徳島地方裁判所ぐるみで、調書改竄の組織隠蔽をしていたことを裁判で立証する。</p>
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲16	徳島地方裁判所の移送決定正本。 平成23年10月25日。	平成23年10月25日	被告国	<p>徳島地方裁判所の移送決定正本。 平成23年10月25日。</p> <p>原告が、移送申立に同意した即日に決定されており、これを決めたのは、徳島地方裁判所の裁判官：齋木稔久なので、この徳島地方裁判所の裁判官：齋木稔久は犯人のひとりであり、徳島地方裁判所において、期日告知書兼期日請書を発効しておいて、そのあと、江尻禎による移送申立を待って、違法に期日告知書兼期日請書を破り、期日を消したことを裁判で立証する。</p>



				高松高等裁判所ぐるみ、および徳島地方裁判所ぐるみで、調書改竄の組織隠蔽をたくらんでいたことを裁判で立証する。
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲17	東京地方裁判所に提出した、釈明処分申立書。	平成23年12月2日	原告	東京地方裁判所に提出した釈明処分申立書。  調書改竄事件の提訴から半年近くになるが、江尻禎が裁判所に提出したものは、徳島地方裁判所における移送申立だけであり、被告とはいえ裁判官が、半年近くも何も出さないのので、江尻禎に対して、東京地方裁判所に釈明処分を申立てたことを証明する。
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲18	東京地方裁判所に提出した「期日前弁論手続（1）徳島地裁問題（1）」。	平成24年1月10日	原告	東京地方裁判所に提出した「期日前弁論手続（1）徳島地裁問題（1）」という書面。  江尻禎が、徳島地方裁判所でやった移送申立には、違法行為を含む多くの不審点があることがわかってきて、その旨を、東京地方裁判所に提出したことを証明する。

号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 19	東京地方裁判所に提出した「期日前弁論手続(2)」。	平成 24 年 1 月 10 日	原告	<p>東京地方裁判所に提出した「期日前弁論手続(2)」という書面。</p> <p>徳島地方裁判所から東京地方裁判所に移送された調書改竄事件の第1回期日は、この2週間先の1月24日であり、調書改竄事件の提訴から半年、東京地方裁判所における第1回期日の2週間前になっても、江尻禎は何も提出しないし、徳島地方裁判所では裁判の妨害をただけであり、東京地方裁判所においても、いまだに江尻禎が何も出さないのは、また何か、違法行為による裁判妨害を計画しているのは明白なので、原告は、東京地方裁判所における第1回期日には出席しないことを、東京地方裁判所に伝えたことを証明する。</p>

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲20	江尻禎が、東京地方裁判所で実行した、答弁書隠しの一式。	平成24年1月17日	被告国	<p>江尻禎が、東京地方裁判所で実行した、答弁書隠しの一式。</p> <p>甲20-1のとおり、表紙に日付が3つも入っており、いったいこの答弁書が、どうなっていたのかという有様であることを、まずは証明する。</p> <p>原告に、郵便で送られてきたのは甲20-2からであり、甲20-1は、東京地方裁判所に問い合わせ、FAXで送ってもらった。</p> <p>甲20は1月17日に東京地方裁判所に持ち込まれたが、甲20-2からでは、1月24日、東京地方裁判所での第1回期日に、この答弁書が提出されたように、江尻禎が日付を虚偽記載していることを証明する。</p> <p>東京地方裁判所における調書改竄事件の期日は、平成23年1月24日。</p> <p>だが、江尻禎は、半年間なにをしているのだと責められていたにもかかわらず、そのわずか一週間前に</p>

			<p>なって、答弁書を提出した。</p> <p>江尻禎は、答弁書に期した日付を、第1回期日の1月24日に虚偽記載して、欠席裁判の計画をした。</p> <p>江尻禎が、この答弁書を、東京地方裁判所に提出したのは、1月17日。</p> <p>すでにFAX送達が行われており、実際に江尻禎も、徳島地方裁判所においてはFAX送達していたのに、この答弁書の提出は、1080円江尻禎が負担するから、原告で郵送にしてくれと書記官に頼んでおり、即日に届くFAXではなく、時間が掛かる郵送にしていることを証明する。</p> <p>もし、江尻禎による答弁書隠しに気づかなければ、原告に届くのは、遅配まで仕込まれた、甲20-2を表紙とした答弁書であり、第1回期日当日に江尻禎が持参したように見える。</p> <p>江尻禎は、FAX送達が行われている中、郵送費自己負担という手口と口実にて、わざと答弁書を遅配させ、その遅配による送達日は、第1回期日であり、四国という遠方から、東京地方裁判所まで原告が向かうとなると、前日には出発せねばならず、江尻禎</p>
--	--	--	--

				が答弁書を提出したことを知らず、原告欠席による欠席裁判をねらって、江尻禎が答弁書隠しを仕掛けたことを証明する。
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲21	江尻禎による答弁書隠しに気づいて、東京地方裁判所に提出した書面。	平成24年1月20日	原告	江尻禎による答弁書隠しに気づいて、東京地方裁判所に提出した書面。  江尻禎がやったことについて、違法行為も含めて、東京地方裁判所に提出したことを証明する。
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲22	江尻禎による答弁書隠しに気づいて、東京地方裁判所に提出した書面の、追加。	平成24年1月20日	原告	江尻禎による答弁書隠しに気づいて、東京地方裁判所に提出した書面。  江尻禎がやったことについて、違法行為も含めて、東京地方裁判所に提出したことを証明する。

号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 23	江尻禎の違法を まとめて東京地 方裁判所に提出 した書面。	平 成 24 年 1 月 22 日	原 告	平成24年当時、原告なりに、江尻禎の違法行為な どをまとめて東京地方裁判所に提出した書面。  江尻禎がやったことについて、違法行為も含めて、 東京地方裁判所に提出したことを証明する。
号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 24	東京地方裁判所 での第1回期日 の出廷を止めて、 代わりに提出し た書面。	平 成 24 年 1 月 23 日	原 告	徳島地方裁判所における期日告知書兼期日請書の 発効後の期日消滅や、東京地方裁判所における答弁 書隠しなど、江尻禎は裁判妨害を乱発しており、こ れでは江尻禎が、東京地方裁判所で何をするのかわ からないので、原告は第1回期日に出廷するのは止 めて、その代わりに提出した書面。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲25	四国から東京地方裁判所への、移動時間を説明した書面。	平成24年1月25日	原告	平成24年1月25日(水)提出。 東京地方裁判所における調書改竄事件の第1回期日、平成23年1月24日のあと、東京地方裁判所の裁判官に「午前に出廷できないか?」と書記官を経由して聞かれたので、それは無理だという説明。  調書改竄事件の原告である、本訴の原告が、原告でありながら出廷せず、それでも東京地方裁判所が第2回期日を設定したことを証明する。
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲26	答弁書隠しの犯人を、書記官に問うていることを証明する。	平成24年5月14日	原告	答弁書隠しを誰が実行したのか、東京地方裁判所の書記官に問うたことと、その回答を説明する。  実行犯は、特定できなかったことを証明する。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲27	東京地方裁判所における、口頭弁論調書。	平成24年	被告国	<p>東京地方裁判所における、口頭弁論調書。</p> <p>東京地方裁判所において「出廷した証拠がない」と書記官に告げたら「口頭弁論調書がある」と言われて、その時になって、ようやく、口頭弁論調書・陳述・擬制陳述、今の民事裁判において重要なこの3つを知ることになったことを証明する。</p> <p>原告が、東京地方裁判所において、一度も出廷しておらず、陳述していないことを証明する。</p>
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲28	東京地方裁判所の判決状。	平成24年5月22日	被告国	<p>調書改竄事件の訴状に、原告が公文書を毀損したと書いており、江尻禎もそれを認めているので、東京地方裁判所の裁判官には刑事訴訟法に基づき公文書毀損で原告を刑事告訴告発する義務があるが、何もせず、原告を刑事告訴告発する必要がないことは、江尻禎の調書改竄を認めているからなので、江尻禎を刑事告訴告発する義務があるが、何もせず、法律を守らない裁判官であることを証明する。</p>



号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲29	調書改竄事件の控訴状と控訴理由書。	平成24年6月6日	原告	<p>東京高等裁判所に提出した、控訴状および控訴理由書。</p> <p>原告が、調書改竄事件を、控訴したことを証明する。</p> <p>当時は、陳述などの意味を理解できておらず、調書改竄事件の第一審である東京地方裁判所に出廷していないのに、どうして東京高等裁判所が、この控訴状などを受理したのか、不思議で仕方がないことを証明する。</p>
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲30	東京高等裁判所の判決状。	平成24年10月10日	被告国	<p>調書改竄事件の訴状に、原告が公文書を毀損したと書いており、江尻禎もそれを認めているので、東京高等裁判所の裁判官には刑事訴訟法に基づき公文書毀損で原告を刑事告訴告発する義務があるが、何もせず、原告を刑事告訴告発する必要がないことは、江尻禎の調書改竄を認めているからなので、江尻禎を刑事告訴告発する義務があるが、何もせず、法律を守らない裁判官であることを証明する。</p>

号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 31	東京地方裁判所 と東京高等裁判 所に提出した全 部。	平 成 23 年 と 24 年	原 告	<p>東京地方裁判所と東京高等裁判所に提出した全部。</p> <p>原告は、高松高等裁判所において組織隠蔽をされていたので、徳島地方裁判所と東京地方裁判所と東京高等裁判所が、書面などを隠滅することを防ぐため、とにかく書面を出して、それがすべて裁判所に届いているか確認していたことを証明する。</p> <p>答弁書隠しの最終実行犯は、東京地方裁判所の書記官であることは確定している。</p> <p>F A X送達と電話を繰り返して、最終的に実行犯のことを聞いて、東京地方裁判所の書記官は何も知らない、ひとまずは判断しているが。</p> <p>だが。</p> <p>「自分は、何も知らない」</p> <p>「何も知らないが、現金を受けたので、郵送した」という演技はいくらでもできるので、東京地方裁判所の書記官には、出廷をしてもらい、期日の一週間前に、どうして現金を受け取って、F A X送達が行われている中、わざわざ郵送にすることに協力した</p>

				<p>のかなど、尋問にかけて証言してもらおう。</p> <p>東京地方裁判所の書記官が、まともな理由を証言できなければ、最終実行犯の立場に戻ることを証明するし、訴状提出時ではその状態である。</p>
号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 32	江尻禎が担当した312号事件の判決状。	平成 23 年	被 告 国	<p>江尻禎が担当した312号事件の判決状。</p> <p>本人調書と証人調書の引用ばかりで、このことから調書の内容を疑ったことを説明する。</p> <p>江尻禎などによる誘導尋問は確定しているので、それを理由にしているこの判決状は、虚偽公文書記載および同行使の刑法罰対象であることを証明する。</p> <p>江尻禎は裁判官でありながら訴状が理解できないので、江尻禎のために補足しておくが、312号事件の判決状を証拠提出しているからと312号事件の再審請求をしているわけではないことを証明する。</p>

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲33	高松高等裁判所に提出した、312号事件の控訴状。	平成23年7月11日	原告	<p>高松高等裁判所に提出した、312号事件の控訴状。</p> <p>最後まで証拠番号にマーカーを塗ったのは、自動だとレイアウトが崩れるので、手で書いたため。</p> <p>通常、控訴状は、表紙だけの申請書みたいなものだが、江尻禎の調書改竄を受けて、この控訴状に、江尻禎が調書改竄をしたことと、その手口である平田介在説の証拠説明をしていることと、高松地方裁判所への責任問題を追及していることを証明する。</p> <p>先に証拠説明された甲1、4、5、6、7、8および、この甲33を併せて、江尻禎が担当した312号事件の判決言渡後に指摘された、新しい証拠と事案であり、当然ながら未審理だが、それらがすべて当時の高松高等裁判所において消滅している事実は、当時の高松高等裁判所において、江尻禎、および当時の高松高等裁判所において312号事件の控訴審を担当した裁判官：小野洋一・池町知佐子・金澤秀樹、書記官：徳重隆司・西岡勇人・森直行、被告会社、被告弁護士、身分不明者、これらの共謀</p>

				と計画とその実行によって、高松地方裁判所で見つかった江尻禎などの犯罪を、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をして、裁判そのものの偽造をして、関係する公文書をすべて偽造して、訴訟費用のだまし取りをしたことを証明する。事実が消滅していることは、隠蔽である。
号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 34	高松高等裁判所に提出した、312号事件の控訴理由書。	平成23年8月15日	原告	<p>高松高等裁判所に提出した、312号事件の控訴理由書。</p> <p>最後だけ証拠番号にマーカーを塗ったのは、自動だとレイアウトが崩れるので、手で書いたため。</p> <p>この控訴理由書に、平田介在説など、江尻禎が証拠を偽造していることが明記されていることを証明する。</p> <p>先に証拠説明された甲1、4、5、6、7、8、33および、この甲34を併せて、江尻禎が担当した312号事件の判決言渡後に指摘された、新しい証拠と事案であり、当然ながら未審理だが、それらがすべて当時の高松高等裁判所において消滅している事実は、当時の高松高等裁判所において、江尻禎、</p>

				<p>および当時の高松高等裁判所において312号事件の控訴審を担当した裁判官：小野洋一・池町知佐子・金澤秀樹、書記官：徳重隆司・西岡勇人・森直行、被告会社、被告弁護士、身分不明者、これらの共謀と計画とその実行によって、高松地方裁判所で見つかった江尻禎などの犯罪を、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をして、裁判そのものの偽造をして、関係する公文書をすべて偽造して、訴訟費用のだまし取りをしたことを証明する。事実が消滅していることは、隠蔽である。</p>
--	--	--	--	--

号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 35	高松高等裁判所に提出した証拠説明書。	平成23年8月15日	原告	<p>この控訴審の元である312号事件の裁判官である江尻禎を、調書改竄などで徳島地方裁判所に訴えことが、高松高等裁判所に証拠提出されていることを証明する。</p> <p>先に証拠説明された甲1、4、5、6、7、8、33、34および、この甲35を併せて、江尻禎が担当した312号事件の判決言渡後に指摘された、新しい証拠と事案であり、当然ながら未審理だが、それらがすべて当時の高松高等裁判所において消滅している事実は、当時の高松高等裁判所において、江尻禎、および当時の高松高等裁判所において312号事件の控訴審を担当した裁判官：小野洋一・池町知佐子・金澤秀樹、書記官：徳重隆司・西岡勇人・森直行、被告会社、被告弁護士、身分不明者、これらの共謀と計画とその実行によって、高松地方裁判所で見つかった江尻禎などの犯罪を、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をして、裁判そのものの偽造をして、関係する公文書をすべて偽造して、訴訟費用のだまし取りをしたことを証明する。事実が消滅していることは、隠蔽である。</p>

号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 36	高松高等裁判所に提出した準備書面(1)	平成23年9月5日	原告	<p>高松高等裁判所に提出した準備書面(1) 平成23年9月5日(月)郵送で提出。</p> <p>本文は3枚。4枚目は書記官との事務連絡だが、高松高等裁判所の組織隠蔽には書記官も関与しているので、これも証拠提出しておいた。</p> <p>江尻禎を、同年「8月26日の金曜日、高松北警察署に刑事告訴した」と明記していることを証明する。</p> <p>先に証拠説明された甲1、4、5、6、7、8、33、34、35および、この甲36を併せて、江尻禎が担当した312号事件の判決言渡後に指摘された、新しい証拠と事案であり、当然ながら未審理だが、それらがすべて当時の高松高等裁判所において消滅している事実は、当時の高松高等裁判所において、江尻禎、および当時の高松高等裁判所において312号事件の控訴審を担当した裁判官：小野洋一・池町知佐子・金澤秀樹、書記官：徳重隆司・西岡勇人・森直行、被告会社、被告弁護士、身分不明者、これらの共謀と計画とその実行によって、高松</p>



				地方裁判所で見つかった江尻禎などの犯罪を、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をして、裁判そのものの偽造をして、関係する公文書をすべて偽造して、訴訟費用のだまし取りをしたことを証明する。事実が消滅していることは、隠蔽である。
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲37	被告弁護士が、高松高等裁判所に提出した、被控訴人答弁書。	平成23年10月12日	被告弁護士	<p>被告弁護士が、高松高等裁判所提出した、被控訴人答弁書で、江尻禎を民事と刑事で訴えたことなどを「はっきりしない」と明記していることを証明する。</p> <p>江尻禎を警察に訴えた準備書面（1）について「特になし。」と明記していることを証明する。</p> <p>甲4，5，6，7で説明したとおり、312号事件における原告である、本訴の原告と、312号事件の被告である、本訴の被告会社が、ともに、江尻禎および被告弁護士によって、平田介在説を偽造する手口にて誘導尋問をされて偽証をしているが、被告弁護士は「はっきりしない」という口実で認否すらしていないことを証明する。</p> <p>「はっきりしない」とは、まったくもって白々しい</p>

			<p>が、原審となる高松地方裁判所における江尻禎の犯罪行為や、上申書（甲 1）などが、高松高等裁判所の法廷に存在している記録があると、組織隠蔽できなくなるので、認否をできないので、「はっきりしない」としか書けなくなることを証明するし、裁判において更に立証を深める。</p> <p>被告弁護士が、江尻禎、および、当時の高松地方裁判所と共謀をして、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽に共謀していたことをこの証拠説明書で証明するし、裁判でも立証する。</p> <p>高松高等裁判所が、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をすることを、被告弁護士、および、被告会社に、裁判の前に事前漏洩をして、この答弁書を作成させて、提出させたことを、裁判で立証する。</p> <p>先に証拠説明された甲 1、4、5、6、7、8、33、34、35、36 および、この甲 37 を併せて、江尻禎が担当した 312 号事件の判決言渡後に指摘された、新しい証拠と事案であり、当然ながら未審理だが、それらがすべて当時の高松高等裁判所において消滅している事実は、当時の高松高等裁判所において、江尻禎、および当時の高松高等裁判所において 312 号事件の控訴審を担当した裁判官：小</p>
--	--	--	---

				野洋一・池町知佐子・金澤秀樹、書記官：徳重隆司・西岡勇人・森直行、被告会社、被告弁護士、身分不明者、これらの共謀と計画とその実行によって、高松地方裁判所で見つかった江尻禎などの犯罪を、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をして、裁判そのものの偽造をして、関係する公文書をすべて偽造して、訴訟費用のだまし取りをしたことを証明する。事実が消滅していることは、隠蔽である。
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲38	高松高等裁判所の判決状。	平成23年12月13日	被告国	<p>高松高等裁判所の判決状。</p> <p>平成23年12月13日、判決言渡。</p> <p>平成23年10月14日、口頭弁論集結日とある。</p> <p>本文は、甲38-3の、わずか数行である。</p> <p>「高松地方裁判所および高松高等裁判所に提出された全証拠を改めて精査したが、何もない」という旨を明記していることを証明する。</p> <p>精査したのなら、甲1（上申書）で、原告が312号事件の本人調書と証人調書を、有印公文書毀損したことになる、それくらい一発でわかるはずだが、そんなことさえ消滅していることを証明する。</p>

			<p>312号事件の、本人調書と証人調書を一目するだけで、調書には公文書毀損に相当する異変があるという、江尻禎・今村佳奈子・第一書記官による、証言に等しい証拠であるのが甲1であることは、甲1の証拠説明のとおりである。</p> <p>このような見落としは考えられず、高松高等裁判所は、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をしたことを証明する。</p> <p>実際に、高松高等裁判所が、どうやって組織隠蔽したのかについては、高松高等裁判所は、法廷で原告をおどしつけたことを裁判で立証する。</p> <p>高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽に関わった者が説明することは簡単で、312号事件の、本人調書と証人調書を一目するだけで、調書には公文書毀損に相当する異変があるという、江尻禎・今村佳奈子・第一書記官による、証言に等しい証拠であるのが甲1であることは、甲1の証拠説明のとおりであるが、どうしてそれが消滅しているのか、その単純なことを簡単に説明するだけである。</p> <p>先に証拠説明された甲1、4、5、6、7、8、3</p>
--	--	--	--

			<p>3, 34, 35, 36, 37および、この甲38を併せて、江尻禎が担当した312号事件の判決言渡後に指摘された、新しい証拠と事案であり、当然ながら未審理だが、それらがすべて当時の高松高等裁判所において消滅している事実は、当時の高松高等裁判所において、江尻禎、および当時の高松高等裁判所において312号事件の控訴審を担当した裁判官：小野洋一・池町知佐子・金澤秀樹、書記官：徳重隆司・西岡勇人・森直行、被告会社、被告弁護士、身分不明者、これらの共謀と計画とその実行によって、高松地方裁判所で見つかった江尻禎などの犯罪を、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をして、裁判そのものの偽造をして、関係する公文書をすべて偽造して、訴訟費用のだまし取りをしたことを証明する。事実が消滅していることは、隠蔽である。</p>
--	--	--	---

号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 39	高松高等裁判所 が発行した、印鑑 がある第1回口 頭弁論調書と、印 鑑がない第1回 口頭弁論調書。	不 明	被 告 国	<p>高松高等裁判所が発行した、印鑑がある第1回口頭 弁論調書と、印鑑がない第1回口頭弁論調書。</p> <p>(1)</p> <p>高松高等裁判所が、印鑑がある第1回口頭弁論調書 と、印鑑がない第1回口頭弁論調書を発行して、原 告に渡していたことを証明する。</p> <p>この第1回口頭弁論調書を受け取った日時はわか らないが、当時の原告には、裁判の知識がないに等 しく、口頭弁論調書というものがあることさえ知ら なかったため、312号事件が最高裁判所に移って いたのは間違いなく、つまり高松高等裁判所におけ る控訴審は完全に終わっていることを証明する。</p> <p>口頭弁論調書を知ることになったのは、東京地方裁 判所で、江尻禎に答弁書隠しなどの裁判妨害をされ て「これでは出廷した記録がない」と東京地方裁判 所の書記官に言ったところ「口頭弁論調書というも のがある」と知ってからであり、その時は、速くて も1月下旬なので、312号事件は最高裁判所に移 っている。甲27号証のとおりである。</p>

			<p>その頃に、高松高等裁判所から受け取った甲 3 9 - 1 には、印鑑が押してなく、高松高等裁判所は、印鑑を押していない公文書を原告に渡していたことを証明する。</p> <p>甲 3 9 - 2 は、平成 25 年(2013)7 月 1 日に、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽を調べるために、高松地方裁判所で証拠を調べていたら、第 1 回口頭弁論調書に印鑑が押されていることがあったことを証明する。</p> <p>高松高等裁判所は、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をしたが、原告が最高裁判所に上告をしたため、その上告の中身を確認するため、第 1 回口頭弁論調書の偽造が完成できなかったことを裁判で立証する。</p> <p>(2)</p> <p>高松高等裁判所が、第 1 回口頭弁論調書を偽造していようが、あるいは、もしも偽造していないとしても、第 1 回口頭弁論調書によると、原告が、控訴状と控訴理由書を陳述していることを証明する。</p> <p>控訴状と控訴理由書には、江尻禎を、調書改竄など</p>
--	--	--	---

			<p>の容疑で、徳島地方裁判所と警察に訴えたことなどが明記されているので、高松高等裁判所の法廷には、それら、江尻禎による312号事件の判決言渡後の新しい事実の数々が存在していることになっていることを、この第1回口頭弁論調書にて証明する。</p> <p>先に証拠説明された甲1、4、5、6、7、8、33、34、35、36、37、38および、この甲39を併せて、江尻禎が担当した312号事件の判決言渡後に指摘された、新しい証拠と事案であり、当然ながら未審理だが、それらがすべて当時の高松高等裁判所において消滅している事実は、当時の高松高等裁判所において、江尻禎、および当時の高松高等裁判所において312号事件の控訴審を担当した裁判官：小野洋一・池町知佐子・金澤秀樹、書記官：徳重隆司・西岡勇人・森直行、被告会社、被告弁護士、身分不明者、これらの共謀と計画とその実行によって、高松地方裁判所で見つかった江尻禎などの犯罪を、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をして、裁判そのものの偽造をして、関係する公文書をすべて偽造して、訴訟費用のだまし取りをしたことを証明する。事実が消滅していることは、隠蔽である。</p>
--	--	--	--



号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 40	高松高等裁判所 が偽造した書証 目録。	不 明	被 告 国	<p>高松高等裁判所が偽造した書証目録。</p> <p>平成 26 年(2014)年 8 月 1 9 日 (火) に高松地方裁判所にて押収した。</p> <p>第 1 回口頭弁論調書には「証拠関係別紙のとおり」とあるが、その別紙とやらはどこにもなかった。</p> <p>甲 3 9 のとおり、高松高等裁判所は、印鑑がない第 1 回口頭弁論調書と、印鑑がある第 1 回口頭弁論調書を作っていたので、「証拠関係別紙のとおり」とある、その別紙までは偽造をしておらず、存在していないと思われて、2 回目の刑事告訴ではそうなっている (甲 2)</p> <p>だが、そのあと、平成 2 4 年になって、高松地方裁判所で再調査すると、見つかったことを証明する。</p> <p>高松高等裁判所は、高松高等裁判所における控訴審が終わってから、一年以上も過ぎてから、書証目録を偽造したことを裁判で立証する。</p>

			<p>この書証目録のとおり、原審の裁判を担当した江尻禎を、調書改竄などで訴えたことが弁論されたことになっていることを証明する。</p> <p>先に証拠説明された甲1、4、5、6、7、8、33、34、35、36、37、38、39および、この甲40を併せて、江尻禎が担当した312号事件の判決言渡後に指摘された、新しい証拠と事案であり、当然ながら未審理だが、それらがすべて当時の高松高等裁判所において消滅している事実は、当時の高松高等裁判所において、江尻禎、および当時の高松高等裁判所において312号事件の控訴審を担当した裁判官：小野洋一・池町知佐子・金澤秀樹、書記官：徳重隆司・西岡勇人・森直行、被告会社、被告弁護士、身分不明者、これらの共謀と計画とその実行によって、高松地方裁判所で見つかった江尻禎などの犯罪を、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をして、裁判そのものの偽造をして、関係する公文書をすべて偽造して、訴訟費用のだまし取りをしたことを証明する。事実が消滅していることは、隠蔽である。</p>
--	--	--	--

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲41	高松高等裁判所における書面の調べ	平成25年	原告	高松高等裁判所における書面の調べ。 高松高等裁判所における不正が書面に残っていないか、時系列で調べたもの。
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲42	甲41からの洗い出し。	平成25年	原告	甲41を洗い出して、高松高等裁判所における組織隠蔽の前後において、書記官が変わっていることがわかったことを証明する。  高松高等裁判所は、第1回口頭弁論調書などを偽造するために、第1回口頭弁論の前後で書記官を差し替えたことを裁判で立証する。
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲43	上告の流れ。	平成24年	原告	甲43の31まで、上告の流れの本文。 甲43の32から、上告用の証拠。  高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽をしていた高松高等裁判所が、上告受理申立を棄却しているこ

				<p>とを証明する。</p> <p>高松地方裁判所で誘導尋問、高松高等裁判所で組織隠蔽、そんなことがなければ、上告自体が不要だったことを証明する。</p> <p>上告にかかった労力や費用などは、高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽に荷担した全員、および、監督責任がある最高裁判所、そして司法の運営と運用をしている国、これらに賠償責任があることを証明する。</p>
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲44	最高裁判所からの回答。	平成24年	被告国	<p>先の甲43とあわせて、調書改竄だけの部分審である東京地方裁判所は第2回期日を設定したが、高松高等裁判所は即日結審。</p> <p>高松高等裁判所の判決状には、何もないことになっていて、調書改竄が消滅している。</p> <p>最高裁判所が、本当に上告を読んでいたら、高松高等裁判所の判決状には調書改竄が無いことくらい、すぐにわかるので、最高裁判所ぐるみによる組織隠蔽であることを、裁判で立証する。</p>

号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 45	被告国の、江尻禎 を訴えた訴状、江 尻獄（１）	平 成 27 年 2 月 13 日	原 告	<p>被告国の、江尻禎を、平成27年2月13日金曜日に訴えた訴状、江尻獄（１）</p> <p>高松地方裁判所は、訴えの利益がなく、補正もできないとして、訴状却下した。</p> <p>その控訴審である、高松高等裁判所の判決内容は、原審とは異なる理屈を追加しているだけである。</p> <p>つまり、高松高等裁判所は、訴状を補正さえできないとした理由を書いておらず、判決理由が無い。</p> <p>原告は、控訴理由書において刑事告訴20枚を付けて、いくらでも請求の拡張ができて、訴えの利益を満たすことができることを明示していたことを証明する。</p> <p>そして本訴は、江尻獄（１）の展開したものである。つまり江尻獄（１）は、本訴の一部である。</p> <p>すでに証拠説明したとおり、江尻禎に対して刑事告訴を2回は行っており、警察もまったく説明できない状態であり「前例がない」と言っているだけなの</p>

			<p>で、それなら前例を作ればいいと、必要最低限のことで提訴したのが、江尻獄（１）である。</p> <p>いくらでも補正できていたのは、本訴のとおりである。</p> <p>江尻獄（１）を訴状却下した高松地方裁判所および高松高等裁判所の判定が間違いだったのは当然だが、高松地方裁判所や高松高等裁判所の組織隠蔽など、裁判所内の犯罪が連発した中、江尻獄の訴状却下についても、組織隠蔽をやった疑いがあるので、江尻獄（１）を担当した裁判官４人には、どうして補正できないと判定したのか、法廷で立証してもらう。</p> <p>立証できなければ、江尻獄（１）でも、裁判官４人による、高松地方裁判所および高松高等裁判所ぐるみによる組織隠蔽が行われていたことが立証されることを証明する。</p>
--	--	--	---

号 証	標目 (原本・写しの別)	作 成 日	作 成 者	立証趣旨
甲 46	平成28年に再 発見された、平成 21年312号 事件の物証。	平 成 21 年	組 合	<p>組合による図面は、これである。</p> <p>甲46-7と8は、312号事件の上告の作成時、記念撮影したものであり、甲46-7の背景のあたりに埋もれていて、平成28年に再発見されたので証拠番号が追加された。</p> <p>図面名の記載は無い、単に図面なので、甲6にある「平面図と立面図」などは虚偽だと証明をする。</p> <p>ほかにも図面があったなどと、被告弁護士、および被告会社が主張をすることは、できない。</p> <p>被告会社は、「図面を捨てた」と312号事件の証人尋問にて証言して、証人調書に明記されている。</p> <p>そして、江尻禎による誘導尋問については、被告会社、および被告弁護士は、「はっきりしない」という口実で認否さえしていない。</p> <p>図面に関する物証は、再発見されたこの甲46だけであり、これに「平面図と立面図」という記載がな</p>

			<p>い以上、「平面図と立面図」という証言や陳述は虚偽であることが、訴状提出時までには確定している。</p> <p>よって、被告会社が、312号事件における証人尋問で偽証をしたことを証明する。</p> <p>よって、被告弁護士が、偽造した証拠を使って本人尋問と証人尋問をしたことを証明する。</p> <p>よって、312号事件は、図面とは違う物を作った詐欺事件だと立証できたことを証明する。(甲5-10, 甲5-19, 甲5-20, 甲5-32)</p> <p>なので、この証拠説明書には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「平田介在説および虚偽図面とは関係ないが、江尻禎、および被告弁護士による誘導尋問が確定しており、312号事件における被告の偽証も確定しており、再発見された物証もあり、312号事件は詐欺事件として、本訴から口頭弁論分離をされる予定なので、蛍光ペンをひいておいた。」</li> </ul> <p>と、明記しておいた。</p> <p>312号事件は、詐欺事件として始まることが決まっているので、原告が312号事件の再審請求をす</p>
--	--	--	---



				る必要はないので、江尻禎は「本訴を理解できないが、312号事件の再審請求だ！」という、調書改竄事件と同じ主張をしなくていいことを証明する。
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲47	平成29年4月5日に、312号事件の証拠保全をしたことを証明する。	平成29年	原告	平成29年4月5日に、312号事件の証拠保全をしたことを証明する。  提出したのは甲47-1だが、提出した証明ができないので、自分で作った控え(甲47-2)に、裁判所のゴム印を、押してもらった。  甲47の1と2で、日付が違うのは、証拠保全に関する書式などは無いと聞かされて、提出をやり直したから。
号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲48	本訴の提訴までに費やした実費の一覧表。	平成29年	原告	被告国、被告弁護士、被告会社、これらに求める賠償のうち、提訴までにかかった実費の一覧。  電気代などは含まれていない。